

生保裁判連ニュース

第三号 一九九六・九
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-3344)

「こげんこつは許されん！」

福岡で必ず裁判に勝ちまつしよ！

第一回生保裁判交流会・連絡会総会のご案内

日 時：一九九六年一月一〇日(日)午前一〇時～午後四時
場 所：福岡県教育委員会 参加費五〇〇円・資料代一、〇〇〇円
内 容：記念講演 「どうなつている？生活保護の現場」 中川健太朗氏(花園大学教授)
特別報告 「こげんこつは許されん。福岡の生活保護」
申込先：福岡県生活と健康を守る会(福岡市博多区堅粕五丁目四一八甲斐原ビル2F
TEL: 092-1451-18810)

現地からの歓迎の声

一月一〇日、二回目の全国の生活保護裁判交流会・連絡会総会が福岡市で開かれます。みなさまのご参加を、地元は心からお待ちしています。いま、全国で憲法裁判が山場を迎えています。相撲取りが博多は魚がうござります。厚生省は「審査請求や裁判は生じています。いま、生活保護法から脱線した、でたらめな行政処分の取消を求める審査請求・裁判が多発しています。福岡県においても「学資保険の中止おります。

(福岡生健会・小林会長)

みなさま方のご支援でぜひ厚生省の不当・不法な処分をうち負かしたいと思います。

一月は大相撲の九州場所があります。相撲取りが博多は魚がうござります。厚生省は「審査請求や裁判は生じています。いま、生活保護法から脱線した、でたらめな行政処分の取消を求める審査請求・裁判が多発しています。いま、生活保護法から脱線した、でたらめな行政処分の取消を求める審査請求・裁判が多発しています。福岡県においても「学資保険の中止おります。

大牟田・増永「自動車裁判」は今・

中嶋学資保険訴訟は、七月二九日に控訴審第五回頭弁論が行われ、花園大学の中川健太朗教授の意見書を提出するとともに、中川先生の証人尋問を申請し、採用されました。中川意見書は、控訴審での行政に携わった経験を踏まえ、生活保護の運用上、実務上の立場から生活保護受給中の学資保険を含む預貯金が認められてきた実態とともに、一二三号通知以降の厚生省の預貯金等への対応の変遷を立証しています。

一審判決が高校進学のための学資保険の必要性を認めながら、本

件請求を棄却している点から、生活保護行政上の実態論からその違法性、不当性を明らかにするものとして中川意見書は、控訴審での勝利判決を勝ち取るためにも大変重要な意見書になっています。

原告弁護団は、中川先生の証人尋問採用を裁判所が認めるかどうかに確信はありませんでしたが、あっさりと採用を決定し驚いています。

中川先生の証人尋問は、一〇月二一日に行われます。中嶋学資保険訴訟控訴審もいよいよ大詰めを迎え、支援する会としても裁判傍聴に大きな力を注いでいます。

(生健会・梅崎勝)

福岡中嶋学費保険訴訟は今・

中嶋学資保険訴訟は、七月二九日に控訴審第五回頭弁論が行われ、花園大学の中川健太朗教授の意見書を提出するとともに、中川先生の証人尋問を申請し、採用されました。中川意見書は、控訴審での行政に携わった経験を踏まえ、生活保護の運用上、実務上の立場から生活保護受給中の学資保険を含む預貯金が認められてきた実態とともに、一二三号通知以降の厚生省の預貯金等への対応の変遷を立証しています。

一審判決が高校進学のための学資保険の必要性を認めながら、本

件請求を棄却している点から、生活保護行政上の実態論からその違法性、不当性を明らかにするものとして中川意見書は、控訴審での勝利判決を勝ち取るためにも大変重要な意見書になっています。

原告弁護団は、中川先生の証人尋問採用を裁判所が認めるかどうかに確信はありませんでしたが、あっさりと採用を決定し驚いています。

中川先生の証人尋問は、一〇月二一日に行われます。中嶋学資保険訴訟控訴審もいよいよ大詰めを迎え、支援する会としても裁判傍聴に大きな力を注いでいます。

(生健会・梅崎勝)

神戸・ゴドウイン訴訟は今・・・

大阪高裁でも門前払い、最高裁へ

スリランカ人就学生、ゴドウインさんの生活保護適用を求める裁判は、一九九二年二月に神戸で始まつた。原告は五名の神戸市民で被告は日本政府（厚生省）である。

神戸地方裁判所（九五年六月）

および大阪高等裁判所（九六年七月）の判決はいずれも原告の訴えを門前払いとする判決であった。すでに上告の手続きがとられて舞台は最高裁に移されている。

裁判の主要な争点は、くも膜下出血で緊急入院したゴドウインさんに生活保護を適用するか否かである。

生存権は憲法二五条に定められた権利であり、生活保護はそれを実現するためのものである。生活保護法に「日本国民」の文言があるが、よく知られているように戦前から日本に在留する在日朝鮮人、中国人には日本国民と区別することなく適用されている。外国人への生活保護に関する唯一の通達である一九五四年（昭和二九年）の「生活に困窮する外国人にたいする生活保護の措置について」では、そのような朝鮮人、中国人については一般的な大使館への連絡の事

務手続きの必要はないとされていいる。同通達にはそれ以外の外国人登録証を提示しない外国人に対してもどのような措置をとるのかとい設問も用意して以下のように答

えている。

『申請者若しくは保護を必要とする者が急迫な状況にあって放置することができない場合でない限り、申請却下の措置をとるべきである。』

この文章を素直に読めば、緊急医療を必要とするようなケースでは、外国人登録をしていない場合にでも適用するということになる。

我々が裁判で争っているゴドウインは、日本語の勉強のために来日中の就学生であり、この通達によれば適用に関してなんら問題もないケースである。裁判の過程でい集参照）。また、弁護団の作成した一二六頁にわたる最終準備書面ではすべての争点について論じてある（同資料集第三集参照）。

しかし神戸地方裁判所の判決では、以上の争点について全く判断を下さなかった。地方自治法による住民訴訟では国庫負担金請求ができるという理由で、門前払いの判決が下されたのである。また追加的に主張した同法による不当利得返還請求権および不法行為による損害賠償請求権は出訴期間が過ぎていて切り捨てている。

生活保護関連訴訟資料集の発行についてのご案内

生活保護関連訴訟の資料集（「これでわかる生活保護争訟のすべて」）ができました。

昨年10月に全国の生活保護関連の訴訟や権利擁護運動に参加している皆さんに集まっていただき、生活保護をめぐる運動の交流をしようとして集会を持ちました。その際に、集会参加者から最近の裁判例をこれから参考としたり、運動にも大いに役立てたいという声が多くたので、訴訟記録及び審査請求の生の記録を資料集として作ることになりました。

このほど印刷と製本が終わり、皆さんに配布することができるようになりましたので、販売の申し込みを受け付けることとなりました。お申し込みは生保裁判連事務局竹下法律事務所までお願い致します。なお、5セツト以上を一括してご注文いただいた場合は郵送料は当方で負担させていただきます。

保護を適用しないと言い出したのである。

最高裁判決は踏み込んだ判決

と評価することができるが、ここ

はまさに「死」を意味するものだ。それに対して裁判官の心が痛んだのか、判決の最後の部分で次のように述べているのである。

「憲法並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の趣旨に鑑み、さらに、健康で文

化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係することを併せ考えると、法律をもって、外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい。特に、重大な傷病への緊急医療は、生命そのものに対する救済措置である

わざることが重要なことであると外國人の緊急医療のための特別法という議論もあるが、生活保護の趣旨からして緊急医療を必要とする外国人が生活保護によって救われることが重要なことであると

考へている。最高裁判決に上告されたゴドウイン裁判への更なるご支援をお願いしたい。

（外国人の生存権を実現する会
飛田雄一）

1、「吉岡」訴訟

生活保護における収入認定を問題とする事件である。

原告は、身体障害者手帳一級の交付を受けている、當時介護を要する者であるが、既に一人暮らし二〇年、自立する障害者を実践するファイトマンである。

収入認定されたのは、石川県心身障害者扶養共済制度条例に基づく年金（月額二万円）である。当初収入認定されたのは一九八八年一月であるが、一九九四年四月からの変更処分に対し、その内容をなす右記収入認定を問題をしている。

審査請求および再審査請求は、

本人自身が行なった。当職らも事実上把握していたが、高さん本人が当職らに面倒をかけたくないといふ配慮から自分で行なった。その後、計三名の代理人が付いて、一九九五年七月一八日に金沢地裁へ提訴した。以来、この九月二七日で、第五回の公判の予定である。

これまでのところ、主張整理等が続いている。処分の特定とその処分を取り消した場合の効果等につき、主に裁判所とのやりとりが続いている。処分が、収入認定された当初の处分ではなく、冬季から夏季への変更時期になされたものを具体的に

は対象としているためである。

ともかく、次々回くらには、まず本人尋問を行い、要介護の身体障害者、生活保護を受けている者の生活実態等をまず明らかにしていきたいと考えている。

訴訟としては、生活保護制度そのもの、特にそれのもっとも尖鋭な場面（？）である収入認定が問題となり、秋田の加藤訴訟を範としたい。また、大阪でのヘルパー派遣を求める訴訟も本件と基礎を

るという状況である。

正直に言って、かなり苦しい、時間的にも経費的にもである。

どうすれば、このような形の訴訟等を、事件本人はもちろん、担当する者、支援する者等が十分な形で取り組むことができるか？ 今、この文を書きながら考えていく次第である。

2、「吉口出序」訴訟

前記「高」訴訟以前から取り組

本件は、直接的には、右記の年金の併給調整の問題であるが、「

生活保護でなく自分の年金で暮らしたい」という、ひとつコピーが本件で訴えられているように、生活保護の内容や制度および運用等の生活保護全般を厳しく問う訴訟でもある。

訴訟は憲法二五条、同一四条、同三一条（行政の禁反言）そして一九八五年以降の年金制度のあり方および生活保護制度等を幅広く問題とするものであり、社会保障裁判として歴史に残るひとつの事件でもあるとの意気込みで、皆、取り組んでいるものである。

訴訟は、既に、本人尋問、証人（妻・ソーシャルワーカー及び井上英夫金沢大学教授等）の尋問を終了し、主張整理の段階である。

なお、本件訴訟で、忘れてならない一つは、管轄の問題である。当初、本件は金沢地裁に提訴されたが、行政事件訴訟法一二条により東京地裁への移送を国側が申請して、結局、現在は、東京地裁で審理されている。原告側は、この移送問題に対し、最高裁まで徹底して争った。期間的にも、ほぼ一年間を要した。社会保障裁判における管轄問題は通常の訴訟以上に原告の裁判をする権利そのもの

訴訟本体と同様に、譲り難い戦いであった。結果的には、実を結ばなかつたが、社会保障裁判等におけるすべての原告や代理人等による腰を据えた戦いの継続が望まれるものである。

現実にも東京地裁での訴訟遂行は、前記「高」訴訟で提起した運動面、代理人等の時間面、経費面等にも大きな影響を与えており（もつとも金沢の代理人は、皆「田舎者」のため、はるばる東京さへのぼることができる！ 等とかなり喜んでいるとの指摘もありますが…）。

以上、金沢は、あいも変わらずのんびり、気楽に、だけどシッコク、裁判等やっております。

変臭香氣

いよいよ本格的な秋。それぞれの訴訟が重要な段階を迎えます。そして、突然の総選挙… 第二回生活裁判連の総会もスケジュールに入れておいて下さい。

中洲の夜、「勝利の美酒」を交わします。

（やなぎ）